

# 年末調整について 用意はお早目に

平成27年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

## 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっています。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作ら

れています。実際には年の途中で給与の額に変動があること、②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を

「徴収」又は「還付」し精算することが必要となります。この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

### ■年末調整の対象者

一般的に12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人などです。

ただし、本年中の主たる給与の収入金額が2000万円を超える人や、災害により被害を受けて「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人などは年末調整の対象となりません。

### ■留意事項

【復興特別所得税の計算】  
所得税の源泉徴収義務者

は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額(これを「年調年税額」といいます)を算出する必要があります。

この年調年税額は、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じて計算します。

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収・計算漏れの原因となることもありますのでご注意ください。



# 営業秘密の保護と 実務上の注意点

## 改正不正競争防止法

IT化の進展や雇用の流動化に伴い、営業秘密の漏えいが深刻になっている中、不正な方法による営業秘密の漏えいについて罰則を強化する改正不正競争防止法が今年、成立しました。そこで今回は不正競争防止法の営業秘密の保護と実務上の注意点について取り上げてみます。

改正法では不当な方法による営業秘密の取得などに関する罰則が強化されました。

具体的には営業秘密の未遂行為も

処罰の対象となったほか、営業秘密の不正取得による収益の「不当利得」が没収されることになりました。

### ●営業秘密の類型●

情報資産分類	情報資産分類に該当する 主な情報の例
経営戦略に関する情報	経営計画、目標、戦略、新規事業計画など
顧客に関する情報	顧客個人情報、顧客ニーズなど
営業に関する情報	販売協力先情報、営業ターゲット情報、マーケティングノウハウ、仕入価格情報、仕入先情報など
技術(製造含む)に関する情報	共同研究情報、研究者情報、素材情報、図面情報、製造技術情報、技術ノウハウなど
管理(人事・経理など)に関する情報	社内システム情報(ID、パスワード)、システム構築情報、セキュリティ情報、従業員個人情報など

### ■営業秘密とは何か■

そもそも、営業秘密とはどのようなものをいうのでしょうか。不正競争防止法において「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」と定義されています。

具体的には、①秘密管理性、②有用性、③非公知性という3要件が全て満たされていることが必要で、たとえ社内企業秘密とされている情報であっても、この3要件が満たされていない

なければ不正競争防止法においては営業秘密として保護されないこととなります。

・秘密管理性(秘密として管理されていること)

秘密管理性が認められるためには、主観的に秘密として管理しているだけでなく、客観的にみて「秘密」として管理されていると認識できる状態にあることが必要とされています。

例えば、書類に「部外秘」と記載されているなど、それが明らかに営業秘密であることを認識できるようにしていること、社員以外の者はアクセスできないような措置がとられていることなどがあります。

・有用性(有用な営業上又は技術上の情報であること)

有用性が認められるためには、その情報自体が客観的に事業活動に活用されていたり、利用されたりすることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであることが必要となります。

例えば、顧客リスト、仕入れ価格、製造ノウハウなどは有用性が認められる情報です。

・非公知性(公然と知られていないこと)

非公知性が認められるためには、その情報が保有者の管理下以外では、

一般に入手できないことが必要です。例えば、刊行物などに記載されていたり、学会発表等で公開されたりしている情報については、非公知性は認められません。

### ■実務上の注意■

①情報に触れる権利のある者を指定。重要な情報ほど、その情報にアクセスできる人数を制限する。

業務上やむを得ない場合は、許可制による持ち出し制限とします。この場合、しっかりとした取扱いルールを決めておきましょう。

②触れてはいけない情報について、その情報が秘密であるとわかるようにする。

「秘密表示」や分離管理などで秘密であることを従業員に注意喚起しましょう。

③技術的にその情報に触れる(アクセスする)ことを制限する。ID・パスワード管理、複製禁止、個人USB等の接続禁止など、各種の技術的な管理を行いましょ。

企業においては今一度、営業秘密の管理が適切にされているか確認してみましょう。経済産業省の営業秘密管理指針では、チェックシートや契約書の参考例等も載っていますので、参考にされるとよいと思います。



# 新事業を行う中小企業の 経営革新計画承認制度

## 承認後に多様な支援策

中小企業が経営環境の変化に対応して新しい事業を開始するなど、経営の革新に取り組む場合、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」を作成し、都道府県などの承認を受けると、さまざまな支援策を受けることができます。そこで今回は、「経営革新計画承認制度」の概要について取り上げます。

経営革新計画承認制度とは、新事業を行う中小企業者のための公的な支援制度です。一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある「経営革

### ●「経営の向上」の数値目標●

	①付加価値額又は1人当たりの付加価値額の伸び率	②経常利益の伸び率(計画年度の経常利益は黒字となること)
5年計画	15%以上	5%以上
4年計画	12%以上	4%以上
3年計画	9%以上	3%以上

(注)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費  
1人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

新計画」を国や都道府県などが審査し、承認を受ければ、さまざまな公的支援を受けやすくなります。

「経営革新計画」とは、中小企業者が作成する新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年のビジネスプランのことです。

経営革新計画の承認を受けるためには、これから開始する「新たな取り組み」があり、その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっている必要があります。

■「新たな取り組み」とは  
新たな事業活動によって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の4種類に分類されます。  
①新商品の開発又は生産

- ②新役務(サービス)の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入

### ■数値目標

経営革新計画の策定に当たっては、以下の2つの指標について一定基準以上の目標を設定する必要があります。

#### ・付加価値額の向上

付加価値額又は一人当たりの付加価値額のいずれかについて、5年計画の場合、5年後の目標伸び率が15%以上である必要があります。

3年計画の場合は9%以上の目標伸び率、4年計画の場合は12%以上の目標伸び率である必要があります。

#### ・経常利益の向上

経常利益について、5年計画の場合、5年後の目標伸び率が5%以上である必要があります。

3年計画の場合は3%以上の目標伸び率、4年計画の場合は4%以上の目標伸び率である必要があります。

### ■主な支援策

- 経営革新計画を申請し、承認を受けると、支援機関等の審査を受けて主に以下の支援措置を利用できます。
- 中小企業経営革新補助金制度
- 政府系金融機関による低利融資制度
- 信用保証協会による信用保証の特例

- ・高度化融資制度
- ・中小企業投資育成制度の特例
- ・特許料の減免措置
- ・海外展開に伴う資金調達支援等。

ただし、計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。

### ■作成のメリット

承認を受けると、多様な支援策を受けることができますが、メリットはそれだけではありません。

計画を作成する過程で、自社の現状や課題を整理することができ、会社の目標と目標達成までのプロセス(実行計画)が明確化されます。計画を振り返りながら経営すること、「計画—実行—評価—改善」のサイクルを導入することができます。

経営目標が明確になると、その目標達成に向け社員が何をやればよいかを考えるようになり、経営者と社員とが、「思い」や「方向性」を共有することができることも大きなメリットといえます。

経営革新計画承認制度の詳細については中小企業庁のHP参照  
[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/h22/gb026.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h22/gb026.html)



# ◆2015年度上半期◆ ふるさと納税453億円 前年同期比3・9倍に

総務省はこの度、個人が故郷や応援したい自治体に寄附する「ふるさと納税」の2015年4月～9月の寄附額は計453億5500万円と発表しました。

これは、前年度同期の3・9倍で、年間で過去最高だった2014年度の389億2300万円を半年ですでに上回ったことになりました。

受け入れ額を上位順にみると、宮崎県都城市の13億3300万円、山形県天童市の12億2200万円、長野県飯山市の9億6400万円、長崎県平戸市の9億4400万円、山形県米沢市の8億5600万円となります。

ふるさと納税が増加している要因の一つとして、返礼品が挙げられますが、84%の地方団体が「返礼品を送付している」と回答。「現在は送付していないが今後、返礼品を送付する予定・検討している」団体を含めるとほぼ9割に達します。

返礼品については、「地元の特産品（飲食料品）」が63・2%で圧倒的に多く、「地元の特産品（工芸品等）」（18・8%）、「施設利用券、宿泊券、地元で使える商品券など」（16・8%）、「地元の特産品（内容回答なし）」（16・1%）、「体験型（収穫体験、1日〇〇など）」（4・1%）などが続いています。

その他、ふるさと納税の増加要因としては、クレジットカードで納付できるなどの納税環境整備、ふるさと納税の普及・定着のほか、今年から減税対象となる寄附額の上限が約2倍に引き上げられたことや、年間の寄附先が5自治体までならサラリマンの確定申告がいらなくなったことなども背景にあるとみられています。

総務省では過度に高額な返礼品の自粛を要請していますが、一方で、ふるさと納税の拡大が地方創生の一助となることも期待されています。

## 12月の税務と労務

### —税務—

- ★給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（27年6月～11月分）の納付 納期限…12月10日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…平成28年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成28年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…平成28年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…平成28年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成28年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成28年1月4日

### —労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…平成28年1月4日

2015年も間もなく終わろうとしています。今年是中国経済の失速が懸念材料となり、日本をはじめ世界経済の先行きが不安視された年でもありました。▼現在は混沌の時代であり、企業経営者にとって大変な時代です。しかし、いかなる時代であっても、経営者は弱音を吐くことは出来ません。なんとしたばならないし、現にこんな時代にも関わらず、業績を伸ばしている企業は数多く存在します。▼「あつたらいいな」をカタチに

## 「あつたらいいな」を追求

「あつたらいいな」がキャッチフレーズの小林製菓は、日常生活の中で「あつたらいいな」と思う商品の開発に力を入れ、業績を伸ばしています。▼これからの時代、消費者が求めるものは単なるモノではありません。消費者の不便・不満・不安の「3つの不」を解決できる高付加価値の商品やサービスを提供しなければ厳しい競争を生き残ることはできません。消費者の「あつたらいいな」をとことん追求することが混沌の時代を乗り切る鍵といえるでしょう。